

沖縄県雇用継続助成金

事業主の
皆さまへ

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する**上乘せ助成**を行っています！



支給対象

国（沖縄労働局長）から「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた沖縄県内の事業主

※労働者に支払った休業手当のうち、教育訓練・出向によるものは除きます。

※解雇などを行わない中小企業の事業主について、緊急対応期間中（4/1～9/30）は、国の助成率が10/10となっていますので県の上乗せ助成の対象とはなりません。

助成金額

国の「雇用調整助成金」等の助成率に応じて、次の金額を支給

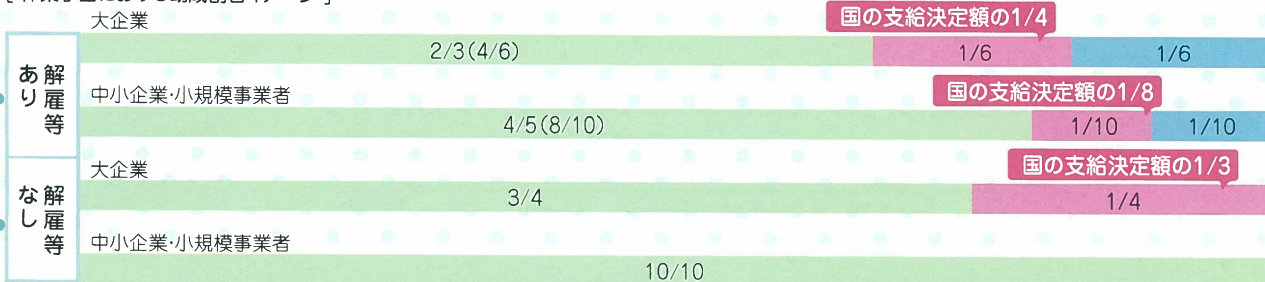
※1事業所あたりの助成額の上限はありません。

国 県の上乗せ 企業

●緊急対応期間（令和2年 4月1日～9月30日）

助成率の区分		国の助成率	県の上乗せ助成率
あり 解雇等	大企業	2/3	休業手当の1/6 = 国の支給決定額の1/4
	中小企業	4/5	休業手当の1/10 = 国の支給決定額の1/8
なし 解雇等	大企業	3/4	休業手当の1/4 = 国の支給決定額の1/3
	中小企業	10/10	対象ではありません

[休業手当における助成割合イメージ]



●緊急対応期間以外の特例期間（令和2年 1月24日～3月31日）

助成率の区分		国の助成率	県の上乗せ助成率
大企業		1/2	休業手当の1/6 = 国の支給決定額の1/3
中小企業		2/3	休業手当の1/6 = 国の支給決定額の1/4

[休業手当における助成割合イメージ]



沖縄県雇用継続助成金事業 問い合わせ先



※国の「雇用調整助成金」等とは異なります

事業主向け雇用支援事業事務局（グッジョブ相談ステーション）

TEL 098-941-2044 月曜～金曜（祝日のぞく）
9:00～17:00まで

Q&A

Q

沖縄県雇用継続助成金とは
どのような制度ですか？

A

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、県内事業主の従業員の休業手当の負担を軽減し、雇用の維持を図るために、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給を受けた事業主を対象に休業手当について一定の割合で上乗せ助成をする制度です。

Q

国の助成率が10/10や9/10である場合は
対象になりますか？

A

本助成金は、休業手当の負担軽減を行い、雇用の維持を図ることを目的としているため、国から10/10の支給を受けた中小企業は対象とはなりません。また、9/10で支給決定を受けた中小企業についても、制度の拡充により国から10/10になるように追加支給がありますので対象とはなりません。

Q

申請の締め切りはあるのですか？

A

国の支給決定を受けた日から2か月以内に申請して下さい。ただし、本助成金の受付が始まった令和2年7月20日以前に、支給決定を受けた場合は、同年9月30日(水)が締め切り日となります。

Q

沖縄県外に本社があり
沖縄県内に支店がある場合は
対象となりますか？

A

県外に本社があっても新型コロナウイルス感染症の影響にともなう休業であり、沖縄労働局長から雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業所であれば本助成金の対象となります。

Q

複数月(4月と5月)の
申請をする場合は、
金額を合算して申請書1枚で
提出することはできますか？

A

国の雇用調整助成金等の支給決定通知書ごとに本助成金の支給申請に係る書類を作成することになります。4月分と5月分を申請する場合は、その支給決定通知書ごとに申請に必要な書類を準備して下さい。

申請書類

支給申請書と併せて、上乗せ助成金額の算定や助成金支給のため、下記の書類を提出してください

- ① 沖縄県雇用継続助成金支給申請書
- ② 沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書
- ③ (国からの) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ④ (国へ提出した) 雇用調整助成金の支給申請書の写し
- ⑤ (国へ提出した) 雇用調整助成金の助成額算定書の写し
- ⑥ (初回申請時のみ) 債権者登録申請書
- ⑦ (初回申請時のみ) 口座の通帳の写し
- ⑧ 提出書類一覧兼チェックリスト

申請書の入手方法

上記の内①、②、⑥、⑧についての入手方法です
沖縄県雇用継続助成金のHPからダウンロードできます。

沖縄県雇用継続助成金 様式

検索



申請書類の提出先

郵送
の場合

【宛 先】〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階
【宛 名】グッジョブ相談ステーション 沖縄県雇用継続助成金申請書在中
※郵送事故防止のため配達記録や簡易書面など配達記録が残る方法でご送付ください。

窓口
の場合

【受付時間】月曜～金曜(祝日のぞく) 9:00～17:00まで
【場 所】グッジョブ相談ステーション
沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階
※直接窓口(グッジョブ相談ステーション)で提出する際には、事前にお電話でご予約をお願いします。(グッジョブ相談ステーション 098-941-2044)
※お越しの際は、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。



事業主向け雇用支援事業事務局
(グッジョブ相談ステーション)

TEL 098-941-2044